平成２２年（フ）第９５４号
福岡市西区石丸２丁目３番30―203号
債務者　戸田　和久
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３６号
神奈川県大和市大和南２丁目７番26号
債務者　吉田　久康
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２０号
神奈川県藤沢市長後2408番地
債務者　錦織　暁子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２１号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅11棟304号
債務者　河野　輝光
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２３号
神奈川県藤沢市遠藤824番地の15
債務者　長田なおみ
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５６号
横浜市保土ケ谷区岩間町１丁目７番地８　尾崎ビル305号
債務者　平賀麻里子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９２号
横浜市港北区綱島東２丁目７番５―602号
債務者　車取　良太
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１４号
横浜市南区東蒔田町16番地の８
債務者　根本　久美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２１号
神奈川県大和市深見東１丁目１番23号　メゾンヒダＢ207号
債務者　木内　佑佳（旧姓穴井）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２６号
横浜市南区永田北２丁目45番11号
債務者　笠井　幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４８号
神奈川県藤沢市藤が岡１丁目３番７号　ＡＰＰＬＥ　ＨＯＵＳＥソレイユ２―108
債務者　寺田　希望
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４９号
神奈川県鎌倉市津1147番地11
債務者　寺田　美帆（旧姓浅間）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８号
相模原市中央区田名1908番地１　シティハイムさかえＢ102
債務者　井藤　雄子（旧姓市毛）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２３０号
相模原市中央区淵野辺３丁目６番17号
債務者　二部あゆ美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２６３号
神奈川県座間市東原３丁目14番15号　フローレスさがみ野３―205号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２７１号
相模原市南区東林間２丁目13番10号　ヴィラ田園102
債務者　遠矢　広子（旧姓桐田・吉村）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部